

平成31年4月1日（月）から

景観むらづくり協議会への助成金を交付します。

今帰仁村では、地域における良好な景観の形成及び保全を図るために、地域の方々による自主的な勉強会の開催や地域の現状把握などの活動を行う「景観むらづくり協議会」の設立、活動等にかかる費用に対して助成金を交付します。

■景観むらづくり協議会の認定

助成金の交付を受けるためには、景観むらづくり協議会の認定を受ける必要があります。景観むらづくり協議会は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 構成員数が5人以上で、組織の代表者が成人であること
- (2) 構成員の過半数が主たる活動の場となる地域の自治会の会員で構成されていること
- (3) 村内の景観の形成及び保全を図ることを目的とするもの
- (4) 多様な主体と協働し、村が行う景観づくりの推進に協力するもの
- (5) 次に掲げる事項が記載された規約が定められており、村長の承認を受けたもの

- ・名称
- ・目的
- ・団体の構成員に関する事項
- ・事務所の所在地
- ・活動の内容
- ・役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- ・会計に関する事項

■助成の対象となる経費

良好な景観の形成及び保全に係る...

- ① 会議等に要する経費
- ② 広報に要する経費
- ③ 村民・地域住民の参加による景観形成に関する催しに関する経費
- ④ 調査又は研究に要する経費
- ⑤ 関係機関等との連絡調整に要する経費
- ⑥ その他村長が必要と認める経費

助成の対象となる活動(例)



集落内の沿道景観を向上させる琉球石灰岩のブロック塀

コンクリートブロック塀



景観むらづくり協議会による石張り

■助成金交付の手続きの流れ

① 申請書類の提出

② 書類審査

③ 助成金交付(不交付)決定通知
※1

④ 活動の実施
※2

⑤ 活動報告書の提出
※3

⑥ 助成金確定通知書及び助成金交付

- ※1 活動は補助金交付決定通知を受けてから実施してください。交付決定前の活動経費は補助の対象となりません。
- ※2 必要に応じて前金払いができます
- ※3 対象経費の領収書等と活動の様子がわかる写真を提出してください。

助成金の上限：10万円／年

助成の期間：3年以内

ただし、村長が必要と認めるときは、この限りではありません。

景観むらづくり協議会助成金交付要綱は、建設課の窓口若しくはホームページよりご覧になれます。

詳しくは今帰仁村建設課へお問い合わせください。 TEL:0980-56-2255